
平成 28 年台風第 10 号にかかる災害への対応について

平成 28 年 8 月末に台風第 10 号が東北・北海道に上陸し、甚大な被害が発生しており、被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記の対応をさせていただきます。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の方の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者の方であることを確認し、払戻しさせていただきます。
2. 届出の印鑑がない場合についても、拇印にて対応いたします。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。
4. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
5. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案し、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客様の便宜を考慮した対応をいたします。

※詳しくは、当金庫本支店窓口までお尋ねください。

